施設園芸農家のみなさまを支援します！

佐川町では、施設園芸農家のみなさまの負担軽減を図るため、栽培および維持・管理を行っている施設の面積に応じて支援金を支給します。

対象者

① 佐川町内において、販売を目的として施設園芸を営んでいる者
② 町税を滞納していない者

支援の対象・支給額

施設の種類によって支給額が異なります。区分は以下のとおりです。

① 加温設備を有する施設	１㎡あたり５０円
② 加温設備のない施設	１㎡あたり４０円
③ 雨よけ施設（差し込みパイプハウス含む）	１㎡あたり２０円

■ 申請受付窓口
佐川町役場 産業振興課

■ 申請期限
令和９年１月２９日（金）まで

提出書類

・佐川町施設園芸支援金支給申請書兼請求書（様式第１号）
・申請する施設の所在地一覧（別紙１）
・町税の納税状況の確認承諾書（別紙２）
・申請する施設面積の根拠となる資料
・施設内外の現況が確認できる写真

問い合わせ先：佐川町産業振興課　農業振興係　（ ☎ 0889-22-7708 ）

本事業は国の交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を財源として実施するものです。